

## 宮城県農薬危害防止運動実施要領

### (趣旨)

第1 本県では、6月から8月にかけて農作物等の病虫害の発生が多くなり、農薬の使用機会も増加するため、農薬安全対策の不備・不注意等による事故に、より一層の注意が必要となる。

一方では、農産物の安全性、生活環境の保全等、農薬に関する社会的関心が高まっており、農薬の適正な使用及び保管管理の徹底が強く求められている。さらに、食品衛生法に基づく農薬成分の残留基準を超えた農産物は流通禁止となるため、農薬散布に当たっては周辺の作物及び環境へ危害を及ぼさないよう注意を徹底する必要がある。

このような状況を踏まえ、農薬使用による危害防止と環境保全に配慮した適正な農薬の使用を徹底するため、農薬の販売、使用方法、性質に関する正しい知識及び関係法令等の周知を図り、農薬による事故等の発生を未然に防止し、本県産農産物の「食の安全・安心」を確保することを目的として、農薬危害防止運動を実施する。

### (名称)

第2 本運動の名称は、「宮城県農薬危害防止運動」とする。

### (実施期間)

第3 実施期間は、毎年6月1日から8月31日までの3か月間とする。

### (実施主体)

第4 実施主体は、宮城県とする。

後援は、一般社団法人宮城県植物防疫協会、宮城県毒劇物協会、宮城県農薬商業協同組合、全国農業協同組合連合会宮城県本部及び宮城県農業協同組合中央会とする。

### (実施事項)

第5 農薬による事故等の発生を未然に防止するとともに、農薬の適正な販売を推進するため、農業者、防除業者等農薬を使用する者（以下「農薬使用者」という。）については、登録のある農薬を使用すること及び農薬使用基準（適用作物、使用時期、使用量又は希釈倍数、使用回数等）の遵守を徹底すること、及び農薬販売者については、農薬の適正販売を徹底することを運動方針とし、以下の項目を実施する。なお、運動の実施に当たっては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分配慮し、密閉空間、密集場所、密接場面を避け、基本的な感染対策の徹底を図る。

#### 1 農薬の適正使用等についての指導

(1) 地方振興事務所、病虫害防除所、農業改良普及センター、保健所は、市町村及び関係団体と連携し、農薬使用者を対象として、「農薬の適正な使用方法及び保管管理の方法」、「農薬危害防止対策」、「農薬中毒発生時の対応や防止策」、「農薬取締法」及び「毒物及び劇物取締法」等に関する農薬の正しい知識の普及、農薬の適正使用及び使用状況等の記帳を行うよう指導を徹底する。また、農薬使用者の不注意等に起因する事故を防止するため、別記1「農薬による事故の主な原因及びその防止のための注意事項」及び別記2「農薬の不適正使用の主な原因及びその防止対策」の周知徹底を図る。特に、講習会や巡回による指導・周知が行き届きにくい農薬使用者に対しても周知が図られるよう、地域の実情に応じた情報発信を行う。

(2) 無人航空機（無人ヘリコプター、無人マルチローター）を用いた農薬散布に当たっては、関係法令を遵守するとともに、国及び県が定める安全ガイドライン<sup>\*1\*2</sup>を参照し、安全かつ適正な農薬散布を行うよう指導を徹底する。

(3) 土壌くん蒸剤の使用に当たっては、使用場所や周辺の状況に十分配慮するとともに、

薬剤のラベルに表示された使用上の注意事項等に従い、防護マスク等の防護装備を着用し、施用直後は適正な材質、厚さの資材を用いて被覆を完全に行う等の安全確保の指導を徹底する。

- (4) やむを得ず、農薬と他の農薬（肥料等を含む）を混用して使用する場合には、ラベルに表示された他の農薬等との混用に関する注意事項を遵守するとともに、生産者団体が発行する「農薬混用事例集」等を参考とし、これまでに知見のない組合せで混用を行わないよう指導を徹底する。
- (5) 農薬の保管管理に当たっては、農薬の誤飲・誤食による中毒事故の発生その他農薬による危害や悪用を防止するため、農薬やその希釈液、残さ等は飲食品の空容器等へ移し替えたりせず、施錠のされた場所に保管するよう指導を徹底する。
- (6) 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づく「有機農産物」及びみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度に基づく「特別栽培農産物」の生産ほ場周辺で農薬の散布作業に従事する者に対しては、農薬の適正な使用の徹底に加え、隣接ほ場への農薬飛散防止等の十分な配慮を行うよう指導する。
- (7) G A P（農業生産工程管理）の実施が、農薬の適正使用に関しても有効な手段であることに鑑み、農業者に対しては、「国際水準G A Pガイドライン」（令和4年3月8日付け3農産第3417号農林水産省農産局長通知）やG A P認証の取得に当たって求められる農薬の適正使用に関連する事項等を参考として、具体的な取組を行うよう指導する。

## 2 農薬使用者の健康管理に関する指導

農薬の散布作業に従事する者に対し、その健康の管理に十分留意させるとともに、身体に異常を感じた場合は速やかに医師の診断を受けるよう指導する。

## 3 農薬の適正販売に関する指導

- (1) 農薬の販売に当たっては、知事への届出が義務付けられているので、届出を行うことなく農薬の販売を行わないよう指導する。
- (2) 全国では農薬使用に伴う事故や被害が発生していることから、農薬販売者には関係法令の周知とともに、別記3「毒劇物に該当する農薬の適正販売強化対策」の周知徹底を図る。また、農薬の販売に当たっては、農薬使用者に対して農薬の適正な使用及び保管管理による事故等の発生防止を呼びかけるよう指導する。
- (3) インターネットによる通信販売やオークション等の普及に伴い、農薬販売においても、販売の届出を行うことなく農薬を販売したり、小分けした農薬を販売したりする不適切な事例が全国的に確認されていることから、こうした業態においても農薬の適正販売を実施するよう周知する。

## 4 環境への危害防止対策

- (1) 住宅地等の周辺ほ場（市民農園や家庭菜園を含む。）や、学校、保育所、病院、公園、保健所等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する場所における農薬使用については、周辺住民の健康及び生活環境の保全に十分留意し、農薬の飛散防止に必要な措置を講じるとともに、事前通知や散布時の看板設置等に努めるよう指導する。また、フェロモントラップ（捕虫器）を使用の際は、野鳥を誤って捕獲しないよう十分注意をし、使用時期終了後は速やかに取り外す等、適正に管理するよう指導する。
- (2) 公共用水域における水質保全のため、農薬使用基準やその他注意事項を遵守するよう指導する。特に農薬の廃液処理、水田における農薬使用時の水管理等に際しては、周辺環境に充分配慮し、水質への影響や水産動植物への危害の防止に努めるよう指導する。

- (3) ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁及び水産動植物被害を未然に防止するため、関係部局の連絡を密にし、ゴルフ場からの排水に含まれる農薬の残留実態把握に努めつつ、ゴルフ場関係者への指導・助言に努める。
- (4) 農薬使用者に対して、病虫害防除に際しては周辺環境に配慮するとともに、各関係機関との連携を図るよう指導する。
- (5) 全国では農薬の使用が原因と疑われる蜜蜂のへい死が散見されること、水稻開花期直前から開花期後2週間程度は蜜蜂が水田に飛来することから、養蜂関係者と農薬使用者、農業団体等が農薬使用や蜂場設置に関する情報共有等により危害防止に努める。

#### (普及啓発及び関係機関との連携等)

第6 県は、本運動を効果的かつ円滑に実施するため、普及啓発及び関係機関との連携等を図る。

##### 1 広報誌等による普及啓発

多様な広報手段を活用し、本運動の普及徹底を図るとともに、農薬の適正な使用や保管理、中毒時の応急措置等について解説した資料を作成・配布し、農薬に関する正しい知識の普及に努める。また、地方公共団体の施設管理部局等、施設内や住宅地周辺の植栽管理のために病虫害防除を委託する可能性がある者に対して、農薬適正使用に関する積極的な情報収集及び講習会等への参加を呼びかける。

##### 2 児童及び生徒に対する危害防止

県は、農薬の飛散が、児童等に健康被害を及ぼすことがないように教育委員会の協力を得て県内小学校、中学校等への本運動の趣旨を普及し、児童及び生徒への危害防止を図る。

##### 3 医療機関との連携

関係医療機関等に対して、農薬の使用に伴う事故における症状及びその応急措置等の資料を配布し、万が一事故が発生した場合の処置体制を万全にするとともに、今後の事故防止対策に反映させる等の観点から、医療機関等に対し、事故内容等を速やかに報告するよう依頼するなど医療機関等との連携を密にし、事故の状況を的確に把握するよう努める。

#### (実施状況報告)

第7 地方振興事務所長、病虫害防除所長、農業改良普及センター所長は、別記様式により実施状況を取りまとめ、農政部長宛て、毎年9月20日までに報告する。

※1 国ガイドライン（令和元年7月30日付け元消安第1388号農林水産省消費・安全局通知）

- ・「無人ヘリコプターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」
- ・「無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」

※2 県ガイドライン等（令和2年2月10日制定、令和4年2月24日最終改訂）

- ・「宮城県無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン」
- ・「無人ヘリコプター及び無人マルチローターによる農薬の空中散布時に生じた事故発生後の取扱いについて」

みやぎ米推進課HPに掲載 <https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/noenkan/koku.html>